令和４年４月１日以後開始事業年度等分
内国法人用

別表六(二)

令四・四・一以後終了事業年度等分

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

【No.29】25欄の金額は、税引後の金額としていますか。
　また、25欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。

【No.27】国外事業所等を通じて事業を行っている場合、国外所得金額（11欄及び12欄）及び非課税国外所得金額（14欄）の計算において、国外事業所等帰属所得に係る金額とその他の国外源泉所得に係る金額とに区分して計算していますか。
　また、国外事業所等帰属所得に係る金額の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成・添付していますか。

【No.３】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.30】国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。
（例）　別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三の二)の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額（本店所在地国、支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。）

【No.28】国外事業所等帰属所得に係る金額及びその他の国外源泉所得に係る金額ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。

Ⅰ　法人税

当期の控除対象外国法人税額（別表六(二の二)「21」）		1	
当期の法人税の控除限度額の計算	当期の法人税額（(別表一「2」-「3」)－別表六(五の二)「5の③」－別表十七(三の六)「1」）	2	
	当期の所得金額		
	所		
	繰		
	被金		
	対金		
	対金		
	組		
	組		
	計 (3)＋(4)＋(5)＋(6)－(7)－(8)＋(9)（マイナスの場合は０）	10	
	当期の調整国外所得金額 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額（別表六(二)付表一「25」）	11	
	その他の国外源泉所得に係る所得の金額（47の①）	12	
	(11)＋(12)（マイナスの場合は０）	13	
	非課税国外所得の金額（(47の②)＋別表六(二)付表一「26」）（マイナスの場合は０）	14	
	(13)－(14)（マイナスの場合は０）	15	
	(10) × 90%	16	
	調整国外所得金額（(15)と(16)のうち少ない金額）	17	
	法人税の控除限度額 (2) × (17)/(10)（通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」）	18	
当期に控除できる金額の計算	法第69条第１項により控除できる金額（(1)と(18)のうち少ない金額）	19	
	法第69条第２項により控除できる金額（別表六(三)「30の②」）	20	
	法第69条第３項により控除できる金額（別表六(三)「34の②」）	21	
	((19)＋(20)＋(21))又は当初申告税額控除額	22	
	法第69条第18項により控除できる金額（別表六(二)付表六「6の計」）	24	
当期の法人税の控除限度額の計算	当期に控除できる金額 (22)＋(23)	24	

			①	②
当期のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算	その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	25	円	円
加算	納付した控除対象外国法人税額			
	交際費等の損金不			
	貸倒引当金の戻	29		
	小計	36		
減算	貸倒引当金の繰入額	37		
	○　○　○	38		
		39		
		40		
		44		
		45		
	小計	46		
	計 (25)＋(36)－(46)	47		

Ⅱ　地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	48	円	
法人税の控除限度額 (18)	49		
差引控除対象外国法人税額 (48)－(49)	50		
地方法人税額の計算 課税標準法人税額（別表一「2」－「3」）	51	000	
地方法人税額 (51)×10.3%－(((別表六(五の二)「5の③」)＋(別表十七(三の六)「1」)－(51))と０のうち多い金額)（マイナスの場合は０）	52		

地方法人税控除限度額 (52) × (17)/(10)（通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」）	53	円	
地方法第12条第１項により控除できる金額（(50)と(53)のうち少ない金額）	54		
(54)又は当初申			
地方法第12条第８項 (別表六(二)付			
外国税額の控除額 (55)＋(56)	57		

【No.７】57欄の金額は、別表一次葉の77欄の金額と一致していますか。